

# 重要事項説明書 (一般)

株式会社サンドリーム  
グループホーム悠悠倶楽部

## 1 当社が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	03-5876-5412 (午前9時00～午後5時00分まで)
担当者	管理者 鈴木 裕人

## 2 認知症対応型共同生活介護事業者(法人)の概要

法人名	株式会社 サンドリーム
所在地	東京都 葛飾区 細田5-15-6
代表者名	代表取締役 三浦 眞澄
代表番号	電話 03-3672-3155 FAX 03-3672-3166
事業所数	通常規模デイサービス1カ所 グループホーム6カ所 訪問介護1カ所 小規模多機能型居宅介護1カ所 居宅支援介護事業所1カ所

## 3 サービス提供事業所

事業所名	グループホーム悠悠倶楽部
所在地	東京都 葛飾区 高砂7-23-1
電話番号	03-5876-5412
指定事業者番号	第 1392201198 号
その他のサービス	なし

## 4 同事業所の職員体制 1ユニットあたり

	資格	常勤	非常勤	計
所長	管理者	1名	0名	1名
計画作成担当者	介護支援専門員	1名	0名	1名
介護職員		2名	23名	25名

## 5 ホーム設備概要

敷地概要 643.85㎡(194.76坪)

建物概要 木造準耐火 2階建 延面積:524.50㎡

居室の概要 個室六畳(18部屋)、全室冷暖房完備

共用施設の概要 スプリンクラー、非常通報装置、キッチン、食堂、リビング、トイレ、浴室、事務室、相談室

## 6 サービス内容

### (1) 介護サービス計画の立案

ご利用者の心身の状況、希望、生活環境を踏まえて、援助の目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護サービス計画を作成します。 また、必要に応じて計画の変更を行います。

### (2) 食事

ご利用者の心身の状況、嗜好、栄養バランスに配慮して、作成した献立表に基づき提供いたします。

朝食（午前8時頃）、昼食（正午頃）、夕食（午後6時頃）を各階の居間兼食堂においてスタッフと一緒にいただきます。

### (3) 入浴

原則的に毎日ご利用いただけます。

### (4) 機能訓練

離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

### (5) 介護サービス

介護サービス計画に沿って、ご利用者の自立を妨げない範囲において、下記の介護サービスをご提供いたします。

①食事の支度、居室掃除、洗濯等の家事一般介助

②着替え、洗面、食事、排泄、入浴、服薬管理、健康管理、散歩等の生活一般介助

### (6) 生活相談

介護サービスに関することも含め、日常生活一般に関するご相談を承ります。

### (7) 行政手続代行

行政手続の代行をお受けいたします。手続きに関する経費は、その都度お支払い戴きます。

### (8) 医師往診等の手配

医師の往診の手配、その他療養上のお世話をいたします。

## 7 利用料金

### (1) 利用料金

①介護保険の給付対象となる費用 ×10.90 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

	単位	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
要支援2	749	1ヶ月(30日の場合)24,510円	1ヶ月(30日の場合)48,990円	1ヶ月(30日の場合)73,500円
要介護1	753	1ヶ月(30日の場合)24,630円	1ヶ月(30日の場合)49,260円	1ヶ月(30日の場合)73,890円
要介護2	788	1ヶ月(30日の場合)25,770円	1ヶ月(30日の場合)51,540円	1ヶ月(30日の場合)77,310円
要介護3	812	1ヶ月(30日の場合)26,550円	1ヶ月(30日の場合)53,100円	1ヶ月(30日の場合)79,650円
要介護4	828	1ヶ月(30日の場合)27,090円	1ヶ月(30日の場合)54,150円	1ヶ月(30日の場合)81,240円
要介護5	845	1ヶ月(30日の場合)27,630円	1ヶ月(30日の場合)55,260円	1ヶ月(30日の場合)82,890円

\*介護職員処遇改善加算として介護保険自己負担額（加算を含む）に3.9%を乗じた額を加算します

認知症対応型入院時費用	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
	246	2,460円	246円	492円	738円	1月に6日を限度とする

②加算料金

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	272円	28円	55円	82円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,308円	131円	262円	393円	1日につき
看取り加算★	72	784円	79円	157円	236円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,569円	157円	314円	471円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	7,412円	742円	1,483円	2,224円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,952円	1,396円	2,791円	4,186円	死亡日
初期加算	30	327円	33円	66円	99円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ) ★	39	425円	43円	85円	128円	1日につき
退去時相談援助加算	400	4,360円	436円	872円	1,308円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	239円	24円	48円	72円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	196円	20円	40円	59円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	65円	7円	13円	20円	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の31/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善加算を除く
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の23/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の45/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の23/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を除く

※★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。

※夜間支援体制加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

※看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

※看取り介護加算は死亡月にまとめて算定するので、退居等の翌月に亡くなった場合には、前月分の看取り介護加算に係る一部負担のご請求を行う場合があります。

※初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。

また医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算を算定します。

※医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。

※退去時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

※介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

### ③介護保険の給付対象外となる費用

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。月額合計 133,000円

① 家賃	月額 60,000円（1日あたり 2,000円） 専用個室及び共用施設利用料となります。
② 敷金	入居時 120,000円（専用個室利用料の2ヶ月分）  5年間で償却するものとし、原状回復に要する費用にあてます。 (5年未満で退居の場合、24,000円/年の単位で償却し残額を返還します。端数の月数は切り捨てにより入居年数を出します。)
③ 礼金	入居時 120,000円（専用個室利用料の2ヶ月分）
④ 食費	月額 45,000円（1食あたり 500円） 1日のおやつ代とレクリエーション時の外食代金が含まれます。
⑤ 水道光熱費	月額 18,000円
⑥ 共益費（施設管理費）	月額 10,000円 リネン管理費、リビング・廊下などの掃除及び維持管理費や外出時の車代となります。
⑦ オムツ代	リハビリパンツ 100円/枚、オープンタイプ 100円/枚、 フラットタイプ 50円/枚、尿取りパット 20円/枚 ・希望者のみ徴収致します。尚、持ち込みも可能となります。 ・収入等の要件により、葛飾区の補助が受けられる場合もあります。
⑧ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居については日割り計算とします。

## 8 入退去の手続き

### (1) サービスの利用開始（入居手続）

- ①ご相談窓口への入居申込の連絡を頂いた際に、入居条件が満たされ、且つ、空室がある場合には入居手続が可能です。また、空室がない場合には、待機者として登録させていただきます。

②ご入居手続きについては、まず最初に「被保険者証」の確認、ご利用者及びご家族の面談や診断書等によるご利用者の希望・心身の状態の把握等を基に、ご入居の可否を判断させていただきます。

③ご入居が決まりましたら契約書等を締結させて頂き、その後は介護サービス計画を作成し、サービスを開始させていただきます。尚、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

## (2) サービス利用終了（退去手続）

### ①ご利用者の都合で終了する場合

サービス終了を希望する30日前までに文章でお申し出ください。

### ②当事業所の都合で終了する場合

ご利用者の入院に伴い退院の見込みがない場合、人員不足で所定のサービスが提供できない場合等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了30日前までに理由を示した文章で通知いたします。

### ③自動終了する場合

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスは終了いたします。

- ・ご利用者が当施設を退去した場合。
- ・介護保健施設等に入所した場合。
- ・ご利用者が要介護認定の更新手続きで「非該当」または「要支援1」と認定された場合。
- ・ご利用者が死亡または被保険者資格を喪失した場合。

### ④その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、ご利用者の心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの対応が困難な状態、又は専門的な医学対応が必要と判断された場合、ご利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やその家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

・利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの対応が困難な状態、又は専門的な医学対応が必要と判断された場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 9 当社のグループホームの特長

### (1) 運営方針

- ・少人数の利用者と介護スタッフとの共同生活なので家庭的な雰囲気の中かで、ゆったりと安心した生活が送れます。

### (2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
従業員への研修の実施	あり	
家族等の面会制限の有無	なし	

## 10 ホーム利用にあたっての留意事項

### (1) 面会時間

面会時間の制限はなく自由です。但し、利用者の治安維持・安全確保の観点により夜19時以降から翌朝6時まで内部から施錠いたしておりますので、特に夜間の面会時には事前の連絡をお願いいたします。尚、面会簿に必要事項を必ずご記入ください。

### (2) 外出・外泊

外出・外泊届に外出・外泊先などを所要事項をご記入の上、外出・外泊をお願いいたします。

### (3) 宿泊

入居者のお部屋への宿泊は自由です。尚、安全確保のため事前に許可を得てください。

### (4) 喫煙・飲酒

自室内での喫煙・飲酒はご遠慮いただきます。喫煙につきましては指定の場所をお願いいたします。

### (5) 金銭・貴重品管理

ご利用者による自己管理は盗難、紛失等の原因になり、思わぬトラブルになり兼ねませんので、事業所で管理させていただきます。尚、当ホームの「預かり金等取扱規定」に基づき厳格に管理いたしますのでご利用下さい。

### (6) 持込品

ベッド、家具、電化製品（テレビ等）、衣類、食器類、日用品の持ち込みは可能です。今までお住まいのところで使い慣れた品々をお持込ください。尚、刃物（剃刀、ナイフ等）火気（ライター、マッチ）等の危険物のお持込みは禁止させていただきます。

### (7) 宗教

ご利用者による信仰・宗教は自由です。但し、ホーム内での信仰・宗教活動は禁止いたします。

### (8) その他

騒音の発生、放歌高吟などの他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。尚、場合によっては強制退去していただく場合がございますのでご了承ください。

## 1.1 緊急時の対応

利用者の健康状態の急変などの緊急時は、予め定められた連絡先へ速やかに連絡すると共に主治医への連絡、あるいは救急医療、緊急入院が受けられるように対応いたします。又、当施設は利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、そのご家族に昼夜を問わず緊急連絡いたします。

## 1.2 重度化した場合の対応に関する指針

### (1) 急性期における連携医療機関

- ① 連携医療機関 レッツメディカルガーデンクリニック  
葛飾区細田 5-15-6  
電話：03-3696-0911
- ② 連携医療機関 レッツメディカルガーデンクリニック東立石  
葛飾区東立石 2-18-4  
電話：03-5671-5535
- ③ 連携訪問看護ステーション レッツ訪問看護ステーション  
葛飾区細田 4-18-3 エクセルハイム細田 103  
電話：03-5622-7011

### (2) 入院期間中の生活基本料金（食費・水光熱費ほか）の取り扱いについて

- ① 原則的に1ヶ月を限度として居室を留保します。（病状により最長2ヶ月まで）
- ② 入院した月及び退院した月は食費を日割り計算の上請求致します。
- ③ 該当月の初日から末日まで継続して入院した場合は家賃及び共益費のみご請求致します。
- ④ 入院時（入退院の当日を除く）には介護保険自己負担は発生しません。また、入院期間中は介護保険サービスが利用できない為、入院中の介護、付添い及び身の回りのお世話は家族にてご対応をお願いします。

### (3) 看取りに関する考え方

看取りは利用者が主治医の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最後の場所及び治療方針などについて利用者の意思、ならびに家族の意向を確認の上実施されます。それまでのホームでの日常の様子や利用者の個性を踏まえ、認知症ケアの専門機関であるグループホームにおける入居者それぞれの尊厳を支えるケアの一環として行います。対象となるケースは、原則として「老衰」「老化」「がん末期に伴い積極的な治療を希望することなく自然な死を望む場合」等が想定されます。

### (4) 利用者及び家族の意思確認

- ① 主治医により医学的に回復見込みがないと診断された場合、家族の意思確認を行います。
- ② 個別の状況に鑑みホームの体制及び職員配置を確認して頂いた上文書にて同意を得ます。
- ③ 看取り介護の提供及び実施に際しその都度利用者及び家族に対しご説明の上同意を得ます。
- ④ 看取り介護においては利用者に関わる全てのスタッフが協力し、看取り介護計画書を作成します。計画書の内容については、利用者及び家族へ十分な説明を行い同意を得ます。看取り介護を適切に行うために、必要に応じご相談の上、随時計画内容を見直し変更します。

### 1.3 非常災害対策

- ・防災時の対応 ご利用者の安全かつ迅速な避難誘導
- ・防災設備 スプリンクラー設備・誘導灯・自動火災報知器・消火器等
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理者 鈴木 裕人

### 1.4 事故発生時の対応

- ・利用者に対して認知症対応型共同生活介護の提供するサービスにより事故が発生した場合は、利用者、その家族及び市区町村に連絡、報告を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故に至った経緯等について調査し、事故を正確に把握します。
- ・事故の原因を究明し、再発防止に努めます。

### 1.5 第三者評価について

第三者評価実施状況 有り

評価機関名 株式会社MKCZ

実施年月日 2024年1月

評価結果の開示状況 とうきょう福祉ナビゲーションにて公表

### 1.6 当ホームに関する相談・要望・苦情などの窓口

(1) サービスについてのご相談・苦情は下記にて承ります。

担当 鈴木 裕人 (管理者)	電話番号 03-5876-5412
----------------	-------------------

受付時間 9:00~17:00

(2) その他、区市町村の相談・苦情窓口に伝えることができます。

- ・葛飾区 福祉部 介護保険課

住所 葛飾区 立石5-13-1 電話 03-3695-1111 (代表)

受付時間 8:30~17:00

- ・東京都国民健康保険団体連合会

住所 東京都 千代田区 飯田橋 3丁目 5番 1号 東京区政会館 11階

電話 03-6238-0177

受付時間 9:00~17:00



令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都 葛飾区 細田5-15-6  
名称 株式会社 サンドリーム  
代表者 代表取締役 三浦 眞澄 ⑩

サービス提供事業所

所在地 東京都 葛飾区 高砂7-23-1  
名称 グループホーム悠悠倶楽部  
管理責任者 管理者 鈴木 裕人 ⑩

私は本書面により、事業者から重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 住所  
氏名 ⑩

代理人 住所  
氏名 ⑩

家族 住所  
氏名 ⑩

利用者との続柄 ( )